

品質証明制度(品質証明員)と品質確認技術者制度の比較

	品質証明制度(品質証明員)	品質確認技術者制度
制度の趣旨	<p>平成8年度に創設(全国)</p> <p>制度の検討にあたっては、請負業者の実施状況を踏まえ、社内検査のオーソライズを行うとともに、一定の条件を満たす検査員(品質証明員)が品質を証明する制度として創設。</p> <p>品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するもの。</p> <p>段階確認や材料検査を監理(主任)技術者や現場代理人の代わりに行なうことは、品質証明員としては想定していない。</p>	<p>平成15年に創設(中部地整のみ)</p> <p>品質証明員制度を発展させる。</p> <p>土木工事品質確認技術者の資格は、請負者側の技術者を対象に、工事の品質管理に関する豊富な経験と技術力を有するものとして中部地方整備局長が認定したものに与える。</p> <p>土木工事品質確認技術者をおく工事については、請負業者の土木工事品質確認技術者が段階確認等の大半を請負者の責任において行い、発注者が土木工事監督技術基準等に基づき通常行っている段階確認等を大幅に削減する。</p>
対象工事	<p>土木請負工事の6000万円以上の工事に適用。維持工事等は除く。</p>	<p>一般土木工事、アスファルト舗装、コンクリート舗装、プレストレストコンクリート工事の6000万円以上の工事に適用。</p>
技術者資格	<p>10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者。</p>	<p>下記に該当するもので、中部地方整備局長が認定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験20年以上で、監理技術者の経験を有し、1級土木施工管理技士又は技術士の資格を有する者。 ・国土交通省における行政経験20年以上で、総括監督員、主任監督員、技術検査官の経験を有し、1級土木施工管理技士又は技術士の資格を有する者。
その他	<p>品質証明に要する費用は計上する。</p>	<p>品質確認に要する費用は計上する。</p>